

公布した規則一覧

令和5年

公布 番号	規則名
53	杉並区パートナーシップ制度に関する規則
54	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区パートナーシップ制度に関する規則を公布する。

令和5年4月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第53号

杉並区パートナーシップ制度に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和5年杉並区条例第12号。以下「条例」という。）

第9条の規定によるパートナーシップ制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(届出をすることができる者の要件)

第3条 条例第9条第1項の規則で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

(1) 双方がともに成年に達していること。

(2) 双方に、現に配偶者がなく、かつ、当該届出に係る相手方以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。

(3) 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない関係（パートナーシップ関係に基づく養親と養子の関係を除く。）にないこと。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 双方が杉並区内に住所を有すること。

イ 一方が杉並区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

ウ 双方が届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していること。

(パートナーシップ関係にある旨の届出)

第4条 条例第9条第1項の届出は、パートナーシップ届（第1号様式）及びパートナーシップ届出要件確認書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書その他現に婚姻していないことを証する書類であって区長が適当と認めるもの

(3) 前条第4号イ又はウに該当する場合にあっては、届出の日から3月以内に杉並区内に住所を有することを予定していることを証する書類

(4) パートナーシップ届受理証（第3号様式。以下「受理証」という。）又はパートナーシップ届受理証（転入予定者）（第4号様式。以下「転入予定者受理証」という。）に第12条の未成年の子の氏名を記載すること希望する場合にあっては、子の記載に関する届出書（第5号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出は、パートナーシップ関係にある者の双方が区長が指定する場所に赴いて行わなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、この限りでない。

3 区長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出をする者の双方について、本人であることの確認を行うものとする。

4 区長は、次の各号のいずれかの方法により、前項の規定による確認を行うものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、運転免許証若しくは旅券又は官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書若しくは身分証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）のうちいずれか1以上の書類を提示させる方法

(2) 本人であることを確認するため区長が適当と認める書類のうちいずれか1又は2以上の書類を提示させる方法

（受理証の交付等）

第5条 区長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出をした者に受理

証を交付するものとする。ただし、パートナーシップ関係にある者が第3条第4号イ又はウに該当する場合にあっては、転入予定者受理証を交付するものとする。

- 2 区長は、転入予定者受理証の交付を受けた者が第3条第4号アに該当することとなった場合において、第8条第1項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に受理証を交付するものとする。

(受理証カードの交付等)

第6条 条例第9条第3項の申請は、パートナーシップ届受理証カード交付申請書(第6号様式)により行わなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をする者について、本人であることの確認を行うものとする。この場合において、第4条第4項の規定を準用する。

- 3 区長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者にパートナーシップ届受理証カード(第7号様式。以下「受理証カード」という。)を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が第3条第4号イ又はウに該当する場合にあっては、当該者が同号アに該当することとなり、第8条第1項の規定による届出があった後に交付するものとする。

(公正証書等受理証の交付等)

第7条 受理証の交付を受けた者であって、パートナーシップ公正証書等受理証(第8号様式。以下「公正証書等受理証」という。)の交付を受けようとする者は、パートナーシップ公正証書等受理証交付申請書(第9号様式)にパートナーシップ関係にある者の双方が互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことについて合意した旨が記載された公正証書の正本又は公証人の認証を受けた私署証書(外国語で記載されたものを除く。以下同じ。)の原本を添えて申請しなければならない。この場合において、区長は、提出を受けた公正証書又は私署証書を複写した上で、その正本又は原本を返還するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、パートナーシップ関係にある者の双方が区長が指定する場所に赴いて行わなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、この限りでない。

